

墨田区消費者ニュース

平成28年7月発行 第116号

ふれあい活力ゆとり

すみだ

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516

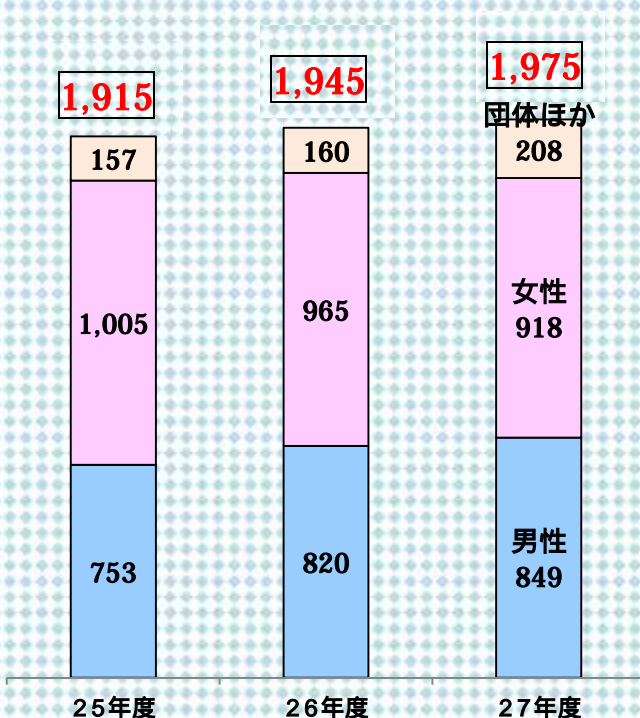
平成27年度消費生活相談のあらまし

すみだ消費者センターでの平成27年度(平成27年4月から平成28年3月まで)の消費生活相談件数は1,975件で、平成26年度と比べ30件(1.5%)増加しています。

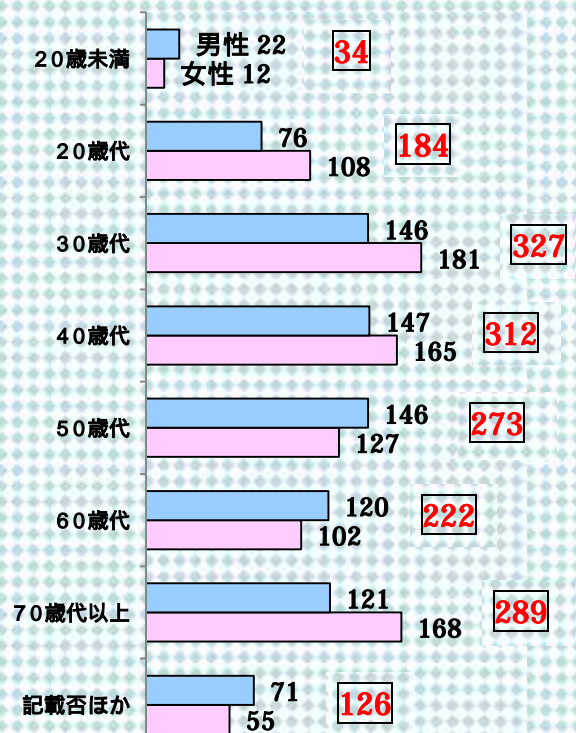
性別で見ると、男性に比べ女性のほうがわずかに上回っています。また、年代別では、30歳代が最も多く、次いで40歳代、70歳代、50歳代、60歳代、20歳代の順となっています。

相談件数の増加の理由としては、パソコンやスマートフォンの普及に伴いインターネットの利用が広がり、「メールによる架空請求」、「ワンクリック請求」、「インターネット通信販売」などのトラブルや被害の相談が増えていることによります。

年度別・性別消費生活相談件数(件)



27年度年代別消費生活相談件数(件)



高額な投資用教材(USBメモリ)の契約 ~クーリング・オフをしたが返金されない

【相談事例】

3日前、大学の友人に誘われ、喫茶店で男性から投資用教材(USBメモリ)の話聞いた。「投資のノウハウが書かれている。すぐに儲かるわけではないが、地道にやっていれば必ず儲かるようになる。」と言われ、USBメモリ30万円のうち当日3万円を支払い、残額は毎月分割で支払う契約をした。

USBメモリはまだ受け取っておらず、契約書はもらったが相手は個人名で住所の記載もなく、携帯電話番号とフリーメールアドレスしかわからない。別の友人に話したら「話がおかしい」と言われたのでクーリング・オフをしたい。

【アドバイス】

事例では、相手に「クーリング・オフをすること」と「支払った3万円を返金すること」をメールで申し出るよう助言をしました。その後連絡がないため、相手の携帯電話に消費者センター及び相談者本人が何度も電話をかけたが、全く電話に出ず、返金対応はされませんでした。相談者にはこれ以上の支払いはしないよう助言しました。

「必ず儲かる投資」などありません。友人や先輩から誘われても、話がうますぎたり仕組みがわからなかったりした場合は毅然と断りましょう。

事例では分割払いの契約をしていますが、学生ローンや消費者金融から借金をするよう勧めてくる場合もあります。「投資の儲けで借金はすぐに返せるから大丈夫」などと言われたら、直ちに契約をやめましょう。

事例では相手の住所も固定電話番号もわからず、トラブルになった場合の解決が難しい状況です。このような不審な契約は避けましょう。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**
— まずは電話でご相談ください —

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

